

最終改正:

改正内容:令和5年6月16日要綱第18号〔令和5年6月16日〕

○大和村公益通報者保護制度要綱

令和5年6月16日要綱第18号

大和村公益通報者保護制度要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、本村において、法に基づく公益通報を適切に処理するため、基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、村及び事業者の法令順守を推進し、もって村政の信頼確保と村民生活の安定、社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（1）職員等 次に掲げるものをいう。

- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する者
- イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者で村を役務の提供先とするもの
- ウ 村と請負契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う施設の管理業務に従事している労働者
- オ 第3条第2項の規定に基づく公益通報（以下「通報」という。）の日前1年以内にアからエまでのいずれかの者であったもの

（2）内部通報 職員等が、村の行う事務又は事業に関して、次のいずれかの事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

- ア 法令（条例、規則等を含む。）に違反する行為
- イ 村民の生命、身体、財産その他の権利等を害するおそれのある行為
- ウ その他事務事業に係る不当な行為

（3）外部通報 村以外の事業者の事業に従事している者又は通報の日前1年以内に従事していた者が、その事務又は事業に関する通報対象事実に係る通報を行うことをいう。

（公益通報の要件）

第3条 通報は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を満たすものでなければならない。

（1）内部通報

- ア 犯罪行為やその他の法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている場合であること。
- イ 金品を要求し、又は他人をおとしめる等不正の目的でないこと。

（2）外部通報

- ア 前号ア及びイに該当するものであること。
- イ 通報の内容が真実であると信じるに足りる相当の理由があること。
- ウ 通報の内容について、本村が命令、勧告等の法的権原を有するものであること。

2 通報を行おうとする者（以下「通報者」という。）は、実名で法第3条第2号に規定する書面その他の文書（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）により通報するものとし、匿名で行われた場合は、通報ではなく情報提供として取り扱うこととする。

（通報窓口等）

第4条 通報及びこれに関連する相談を受け付けるため、総務課に通報窓口を設置する。

2 通報の処理等に係る事務に従事する者は、職務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

3 通報に係る記録等の関係書類は、通報者及び関係者の秘密保持に配慮し、適切な方法で管理しなければならない。

（通報の処理）

第5条 通報者は、公益通報書（第1号様式）に必要事項を記載の上、通報窓口に提出するものとする。

2 通報窓口の職員は、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを当該通報者に対して説明するものとする。

3 通報窓口の職員は、外部通報の内容となる事実について、本村が権限を有しないときは、通報者に対して、当該事実について権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

（事案の検討）

第6条 通報を受けたときは、当該通報を副村長に報告しなければならない。

2 副村長は、報告を受けた事案について、公正、公平かつ誠実に検討し、法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を、通報者に対して公益通報受理（不受理）通知書（第2号様式）により遅滞なく通知しなければならない。

（調査の実施）

第7条 副村長は、前条の規定により通報を受理した事案について、必要な調査を行うものとし、調査に当たっては次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）通報者の秘密を保持するとともに、通報者が特定されないよう調査の方法には十分配慮すること。
- （2）被通報者や調査に協力した者の信用、名誉、プライバシー等に配慮すること。

- 2 前項の調査を行うに当たっては、副村長は、公益通報事実調査依頼書(第3号様式)により当該事案に関する法令等に基づく事務を所管し、又はその事務に関連する所属の長に調査を依頼することができる。
- 3 副村長から調査の依頼があった所属の長は、第1項各号に規定する事項に留意の上、調査を行うとともに、その調査結果を速やかに公益通報事実確認報告書(第4号様式)により副村長に報告しなければならない。
- 4 副村長は、調査の進捗状況について、通報者に対し適宜通知するように努め、通報事実の調査を終了したときは、調査結果を速やかに取りまとめ、公益通報に係る調査結果通知書(第5号様式)により遅滞なく通知するものとする。

(是正措置等)

第8条 副村長は、調査の結果、法令に基づく措置その他適切な措置が必要と認めたときは、村長に通報内容及び調査結果を報告しなければならない。

- 2 村長は、前項の報告を受けたときは、速やかに是正措置等を講じるとともに、必要に応じて関係者の処分を行うなど適切な措置をとるものとする。
- 3 副村長は、村長が前項の措置を行った場合は、可能な範囲においてその内容を公益通報に係る是正措置通知書(第6号様式)により遅滞なく通報者に通知するものとする。

(通報者の保護)

第9条 村長は、職員等に対し、通報又は相談したことを理由に懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 村長は、通報又は相談したことを理由として、懲戒処分その他不利益な取扱いをした者については、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

(追跡調査等)

第10条 副村長は、通報窓口の職員に対し、通報又は相談したことを理由とする不利益な取扱い、職場内における嫌がらせ等が行われていないかを確認するなどして、通報者の保護に係る追跡調査に努めなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

---